

令和8年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算

討論要旨 榊原利宏議員

反対理由は保険料の値上げです。後期高齢者医療は2年に一度保険料が見直され、値上がりします。令和8年度はその年になります。被保険者1人当たりの保険料は次のようになります。医療分では均等割が5万3,438円から5万6,130円、2,692円増額。所得割は率が下がりましたが、合わせますと、平均保険料は10万3,381円から10万8,544円、5,163円、4.99%の増加となります。これにとどまりません。国保同様に子ども・子育て支援金分があります。均等割が1,362円、所得割が0.25%上乘せされ、合わせますと金額で2,576円の増額です。これに先の医療分と合わせますと7,739円の増額となり、11万1,120円、7.49%の増額になります。子ども・子育て支援金分は2,576円の増額、2,576円は増加額7,739円の33.3%を占めます。

後期高齢者医療は制度創設以来、一貫して保険料が引き上げられてきました。手持ちの資料で調べてみますと、平成21年度、2009年度は7万5,289円です。この17年間に3万5,831円ほど上がっています。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付ける希代の悪法と言われています。2008年度の制度導入以来、これまでに8回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫し続けています。さらに、窓口3割負担、2割負担を高齢者に押し付け、対象の拡大が画策されています。受診抑制を引き起こすおそれがある改悪はやめるべきと申し上げて、反対討論といたします。